

令和元年第8回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和元年8月7日（水）午後3時30分
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番 田村 星 寿

2番 中野 栄

3番 嶺岸 勝 志

4番 三須 清 一

5番 大井 栄 一

6番 大炊 三枝子

7番 成島 誠

8番 川村 泉 治

9番 宮久保 勝

10番 根本 博

4. 出席農地最適化推進委員

川 口 浩

相 馬 英 里

香 取 典 男

加 賀 文 志

増 田 誠 治

斎 藤 剛 廣

長 島 操

5. 欠席農地最適化推進委員

渡 邊 一 郎

6. 出席事務局職員

局 長 増 田 浩四郎

次 長 大 井 一 郎

庶務係長 富 塚 隆 則

農地係長 鈴 木 光 一

7. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する
専決処分について

三須清一会長 ただ今から令和元年第8回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

10 番 根本博委員

1 番 田村星寿委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の鈴木係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第1号から第3号までの合計3議案についてです。

議案第1号は「農地法第4条の規定による許可申請について」で、1件です。

議案第2号は「農地法第5条の規定による許可申請について」で、2件です。

議案第3号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」で、3件です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年8月7日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは説明をいたします。議案資料は1ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇〇地先の畑一筆、面積は 1,584m²です。所在地は〇〇〇〇〇の北西側約 565mです。位置図は議案資料の4ページをご覧ください。

申請者は〇〇の方です。自己所有の農地を利用して太陽光発電施設を設置するものです。事業費は施設建設費〇, 〇〇〇万円です。金融機関からの融資を受けて行う計画で、証明書を確保しています。

東京電力への売電価格は1kw 当たり税別〇〇円で、20年の固定契約となっております。

他法令については特にありません。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井調査会長から調査結果の報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第1号について調査結果を報告します。申請人の子、建設事業者立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は太陽光発電施設を計画する要素である障害物もなく、平坦地で道路に接しているため設置が容易であり、太陽光発電施設用地として適しています。さらに自己所有地であることから農地転用を行うものです。

当該地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。

雨水は敷地内で自然浸透により処理します。発電所には隣接する農地があるため、通風、日照等の影響がないようにパネルは位置、高さを考慮して設置します。区境界にはフェンスを設けて外部からの侵入を防ぐとのことです。

なお、隣接農地所有者に事業内容を説明したところ「特に意見はありませんでした」とのことです。

第2調査会では立地基準や一般基準を満たしていることから全員一致で許可相当との結論に至りました。

調査会からの報告は以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1番を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号、整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のと

おり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年8月7日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号1番の説明をいたします。議案資料は7ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇〇地先の畑一筆、面積は495m²です。所在地は〇〇〇〇〇〇〇の北側約220mです。位置図は議案資料の10ページをご覧ください。

申請理由は、使用貸借権を設定し、調整区域の農地に専用住宅を建築しようとするものです。土地を選定した理由は、市街化区域には土地の所有がないこと、現在の借家生活が手狭になったこと、実家に隣接しているため日常生活に便利で生活面も安心安全と考えたこと、及び、祖父名義の土地で使用貸借ができることからです。

事業費は建設費〇,〇〇〇万円、自己資金〇〇〇万円、その他は住宅ローン会社の融資で対応するとしています。金融機関の事前審査結果で確認しています。

他法令については都市計画法29条が該当し、開発行為の許可申請を行っているところです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井調査会長から調査結果の報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第2号整理番号1番について調査結果を報告します。譲渡人の子、譲受人、代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

計画地は平たんで、埋め立て等も必要がなく、道路に接道しています。隣地の祖父から使用貸借して利用するものです。汚水、雑排水、雨水は東側道路の北側の柵に接続し、給水は南側道路既設水道、燃料はプロパンガスまたは電気を使用します。

なお、隣接農地には日照や通風等で影響はなく、所有者の同意も得ているとのこと。

以上、資金等、目的実現の確実性や周辺農地への影響等の問題も少ないことから、第2調査会では全員一致で許可相当と判断しました。

調査会からの報告は以上です。

三須清一会長 これより議案第2号、整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1番は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号整理番号2番について審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第2号、整理番号2番、「議案第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年8月7日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは説明をいたします。議案資料は18ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇地先の畑一筆、面積は355m²です。所在地は〇〇〇〇〇〇の北側約135mです。位置図は議案資料の21ページをご覧ください。

申請理由は、使用貸借権を設定し、調整区域の農地に専用住宅を建築しようとするものです。土地を選定した理由は、市街化区域には土地の所有がないこと、現在の借家生活が手狭になったこと、実家に近く、日常生活に便利で生活面も安心安全と考えたこと、及び、父名義の土地で使用貸借ができることからです。

事業費は建設費〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円で、全額住宅ローンの融資で対応するとしています。金融機関の事前審査結果で確認しています。

他法令については都市計画法第29条が該当し、開発行為の許可申請を行っているところです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井調査会長から調査結果の報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第2号整理番号2番について調査結果を報告します。譲渡人、譲受人、代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

計画地は平坦で、埋め立て等も必要がなく、道路に接道しています。隣地の父から使用貸借して利用するものです。汚水、雑排水は合併浄化槽で処理後、東側道路の雨水管へ接続します。雨水は浸透枺、浸透トレンチを設け、同じ雨水管へオーバーフローを放流します。給水は道路既設水道、燃料はプロパンガスまたは電気を使用します。

なお、隣接農地には日照や通風等で影響はなく、所有者の同意も得ているとのことです。
以上、資金等、目的実現の確実性や周辺農地への影響等の問題も少ないことから、第2
調査会では全員一致で許可相当と判断しました。

調査会からの報告は以上です。

三須清一会長 これより議案第2号、整理番号2番「農地法第5条の規定による許可申請について」に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

嶺岸委員。

嶺岸勝志委員 意見というより単純に質問です。この使用貸借関係のお二人の名字が違います。確認ですけれど親子関係だったような気がするんですが。

三須清一会長 そうです。

嶺岸勝志委員 わかりました。ありがとうございました。

三須清一会長 ほかにございませぬか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2番は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を審議します。

なお、〇〇〇〇委員が利用権設定者となっております。〇〇〇〇委員は農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日令和元年8月7日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は28ページからとなります。議案書の4ページをお開きください。

整理番号2番、賃借権を設定する農地は〇〇〇字〇〇〇の地目・田一筆、〇〇字〇〇の地目・田一筆、〇〇字〇〇〇の地目・田一筆、合計面積 9,301m²です。借受者は〇〇〇〇〇市の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米 〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号3番、賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇の地目・畑二筆、合計面積は 1,966m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たり〇万円で、期間は6年間です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井調査会長から調査結果の報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第3号整理番号2の借受者の経営面積は借受地を含め、約 21.7ヘクタールです。農業従事日数は本人と子が年間 330 日です。農業施設、大型農業機械等を一通り揃えています。

整理番号3番の借受者の経営面積は借受地のみで約 0.56ヘクタールです。農業従事日数は本人と妻が年間 300 日です。耕運機と農用トラックを揃えています。

以上の内容を基に整理番号2番及び3番を審議しましたところ、第2調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号整理番号2番及び3番に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号2番及び3番は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」の整理番号1番を審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

整理番号1番、賃借権を再設定する農地は〇〇字〇〇地先の地目・田二筆で、合計面積は825m²です。借受者は〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は全面積に対してコシヒカリー等米〇〇kgで、期間は10年間です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、調査会長から調査結果の報告になりますが、〇〇委員は先ほど申しましたとおり議事参与の制限があります。

退室していただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

〇〇委員は退室をお願いします。

(〇〇〇〇委員、退室)

三須清一会長 続いて、大炊三枝子調査副会長から調査結果の報告をお願いします。

大炊三枝子調査副会長 整理番号1番、借受者の経営面積は借受地を含め、約8.25ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間250日です。農業施設、大型農業機械等を一通り揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号整理番号1番に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1番は原案どおり決定することとしました。

〇〇委員は入室をお願いします。

(○○○○委員、入室)

三須清一会長 大炊三枝子委員には自席に戻っていただきます。

(大炊三枝子委員が自席に戻ったことを確認)

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号から第2号までの2件です。

報告第1号は「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。転用目的・事由はそれぞれ住宅です。

報告第2号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、4件受理しました。転用目的・事由は、整理番号2と4は建売住宅、その他は2件とも住宅です。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から第2号までで何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、我孫子市農業委員会令和元年第8回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人